

- 「男女共同参画」は持続可能な共生社会をつくるために必要
- 「男女共同参画」は「せたがや」に豊かな地域社会を築くことにつながる
- 「男女共同参画」を「我が事」としてとらえ、みんなで進めていくことが必要

第1章 計画の背景

◆計画策定の趣旨と目的

- ・男女平等の実現に向けた取り組みは着実に進められ、法律・制度が整備されてきたが、十分とはいえない
- ・「男は仕事、女は家事」という性別役割分担意識、「男だから、女だから」という「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」が社会のあらゆる分野に依然として残っている



区民や企業の意識・実態調査の結果、プランの中間評価、審議会・推進部会や庁内の作業部会での議論、区民からの意見を反映させ、「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」を策定する

- ・男女共同参画社会の形成に向けて、何がこれを拒み、進展させないのか、根本的な問いかけをしながら現状を見直す

・「男女だけではなく多様な性を含めたすべての区民の人権が尊重され、自らの意思に基づき個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会」をめざす

◆計画の性格・位置づけ

- (1) 男女共同参画社会の実現をめざすために、区の基本的考え方と課題達成のための施策を明らかにする
- (2) 「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に定められた「行動計画」
- (3) 「世田谷区第二次男女共同参画プラン」(H29～R08)を調整する計画
- (4) 「男女共同参画社会基本法」に定める「市町村男女共同参画計画」であり、国等の計画を踏まえるとともに、区の基本計画・実施計画、関連計画、DX推進方針等との整合を図る
- (5) 女性活躍推進法に定められた「市町村推進計画」
- (6) DV防止法に定められた「市町村基本計画」
- (7) 区の地域防災計画との整合を図りつつ、災害対策における男女共同参画を進めるための計画

◆計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

◆策定の経過

審議会及び庁内の会議体における検討のほか、関係団体・事業者等との意見交換や区民意見募集を実施し、多様な意見を反映

◆国際的な動き

- (1) 女性のエンパワーメントと地位向上のための取り組み
- (2) SDGsに示されたジェンダー平等への新たな目標と取り組み
- (3) ジェンダー・ギャップ指数等による我が国の政策の状況



◆国の動き

- ・「男女共同参画基本法」(平成11年)の制定、関連法の制定・改正等
- ・「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月)

◆都の動き

- ・「東京都男女平等参画推進総合計画」(平成29年3月策定、令和4年3月改定予定)
- ・「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念を目指す条例」
- ・「未来の東京」戦略ビジョンの策定

◆区の動き

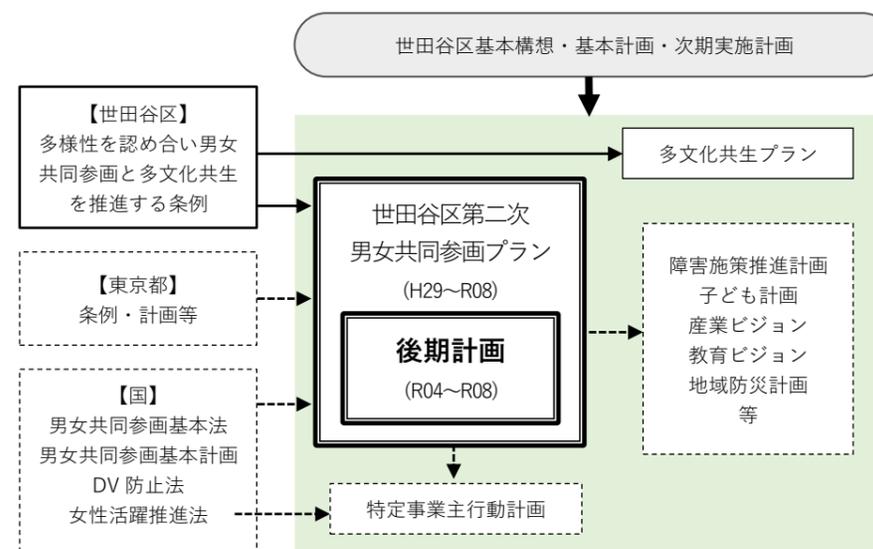
- ・「世田谷区パートナーシップの宣誓」(平成27年11月から)
- ・「世田谷区第二次男女共同参画プラン(平成29年度～令和8年度)」
- ・「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」(平成30年4月)

◆新型コロナウイルス感染症が及ぼす男女共同参画への影響

- ・健康から経済、安全、社会保障に至るまでのあらゆる領域において、単に性別だけを理由として、女性及び女兒にとって大きくなっている(国連報告書)
- ・女性の生活・雇用環境に影響を及ぼす「女性不況」の様相を呈していることをふまえ、成長分野等へのシフトに向けた人材育成・就労支援を盛り込む(内閣府研究会提言)
- ・国内では女性の自殺者が増加。区では大きく増えていないが要注視
- ・セクシュアリティについて安心して話せる相手や場所とのつながりが、なくなった、つながりづらくなったと回答した12～34歳の若者が4割弱(民間調査)



顕著化、深刻化した男女共同参画にかかる問題の解決と、社会的危機下においても性別による不平等が増大しない社会づくりが求められる



◆プランの中間評価と課題

- (1) 基本目標Ⅰ「あらゆる分野における女性活躍推進」
 - 家庭や地域、教育、職場などあらゆる分野での情報提供・啓発活動
 - 審議会等への女性登用など、行政や事業所での女性の活躍促進
 - 女性の就労・再就職支援や多様な働き方支援、参画支援の取り組み
- (2) 基本目標Ⅱ「ワーク・ライフ・バランスの着実な推進」
 - 区民への啓発と事業者への働きかけによる、働き方改革の推進
 - 区内事業所における両立支援制度の充実
 - 地域活動や地域防災における男女共同参画の推進
- (3) 基本目標Ⅲ「女性に対する暴力の根絶」
 - 「配偶者暴力相談支援センター」の機能整備
 - 啓発、相談窓口の充実
 - DV被害者に対する短期的・中長期的支援の取り組み
 - 若年世代への人権教育・男女共同参画への意識づくり
- (4) 基本目標Ⅳ「すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築」
 - 性差や年代に応じたところと身体・健康支援
 - ひとり親家庭に対する相談、生活・就労・学習などの支援
 - 同性パートナーシップ宣誓の推進、性的マイノリティへの理解の促進
- (5) 推進体制「男女共同参画社会の実現に向けた方策」
 - 男女共同参画社会づくりのための「男女共同参画センター」機能拡充
 - 庁内の管理監督的立場への女性の登用、仕事と生活の両立支援に向けた取り組み
 - 男女共同参画・多文化共生推進審議会によるフォローアップ

◆プラン見直しの視点

- (1) 実効性の高い計画とする目標設定と手法の見直し
- (2) 固定的な性別役割分担意識の解消と行動変容を促す施策の充実
- (3) コロナ禍の影響等でさまざまな困難を抱える女性への支援の拡充
- (4) 暴力・ハラスメントに対する包括的な支援体制の構築
- (5) 尊厳と多様性が尊重される施策の充実
- (6) 世田谷区の特徴に合わせた推進体制の拡充



第2章 計画の概要

◆計画の基本理念と視点

第二次男女共同参画プランの「基本理念」「視点」を継承

◆計画の目標

目標の達成状況をより明確にするため、数値目標を追加

第3章 計画の内容 / 第4章 計画の推進体制

裏面「体系」のとおり

